

報告第26号

専決処分の報告について

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年11月24日提出

秦野市長 古谷義幸

専 決 処 分 書



秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成29年10月19日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

地域の権限を拡大するための改革一括法による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正する。

## 秦野市条例第21号

### 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

報告第26号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれの各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれの各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) (略) (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び <u>同条第9項</u> の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)・(4) (略) 2 (略)
附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。	